

東京学芸大学附属図書館利用要項の一部改正について

改正理由：書庫利用が可能な利用者の範囲を整理することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>第2章 資料の利用 (書庫の利用)</p> <p>第2条 書庫へ入庫できる者は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 本学の役員及び職員（本学において研究活動に従事する研究員等を含む。以下同じ。）</u></p> <p><u>(2) 本学の学生（科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び特別研究学生を含む。以下同じ。）</u></p> <p><u>(3) 本学職員の依頼に基づき、図書館主催又は共催で行われる本学の教育・研究活動に関する業務を遂行する者</u></p> <p>2 初めて書庫へ入庫する者は、<u>図書館職員から書庫の利用案内について説明を受けなければならない。</u></p> <p>3 書庫へ入庫する際は、手荷物を持ち込むことができない。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> <u>この要項は、令和8年1月19日から施行し、令和8年1月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>第2章 資料の利用 (書庫の利用)</p> <p>第2条 <u>書庫へ入庫する者は、図書館職員の許可を得なければならない。</u></p> <p>2 初めて書庫へ入庫する者は、<u>書庫の利用案内を理解した上で、図書館職員の許可を得なければならない。</u></p> <p>3 書庫へ入庫する際は、手荷物を持ち込むことができない。</p> <p>〔省略〕</p>